

講演

子ども・子育て支援新制度について

平成25年6月26日

文部科学省

目次

全体像	2
各論	13
幼稚園からみた新制度	36
参考資料	43
幼児教育を取り巻く状況	54
幼児教育の無償化	61
待機児童解消加速化プラン	65

全体像

子育てをめぐる現状と課題について

- 急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率 1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

○ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務



子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等
(対象事業の範囲は法定)

※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

■ 妊婦健診

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称) → 将来の検討課題

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+保育+放課後児童クラブ
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育
事業

放課後
児童クラブ

子ども・子育て支援法
～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援
のための仕組み～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を
担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

認定こども園法の改正について

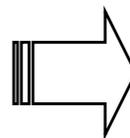
- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保

〔類型〕

《現行制度》

《改正後》

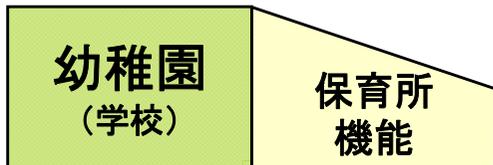
幼保連携型
(594件)



幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園型
(317件)



- 施設体系は、現行どおり
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

保育所型
(155件)



地方裁量型
(33件)

幼稚園機能
+
保育所機能

※設置主体制限なし
(認定こども園の合計件数は1099件(平成25年4月時点))

安定財源の確保

■ 消費税の使い途を子育てにも拡大

→ 国分の消費税収の使い途を、現在の高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)から、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大。

■ 消費税率5%引き上げにより社会保障の充実の財源に充てられる2.7兆円のうち、0.7兆円程度が子ども・子育て支援の充実のための財源に。

■ 子ども・子育て支援の充実のための0.7兆円程度の内訳

→ 保育等の量の拡充(最優先課題である待機児童解消等)、質の改善(職員配置の改善・処遇改善等)に充当。

○ 具体的な充当方法については、今後、内閣府の「子ども・子育て会議」(平成25年4月設置)などにおける議論を踏まえ検討。

■ 0.7兆円程度以外の0.3兆円超程度の確保の課題

→ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要。
今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超の財源確保が課題。

○ 社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)(抄)

(平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)

二. 社会保障改革関連5法案について

(1) 子育て関連の3法案の修正等

⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

○ 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努めるものとする。

⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

○ 子ども・子育て支援法(抄)

附 則

(財源の確保)

第3条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定)

国で実施 → 自治体で実施

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き (想定)			4月 消費税8%引き上げ(注1) 保育緊急確保事業実施	本格施行(注2) 10月 消費税10%に引き上げ(注1)
基本指針・事業計画		会議等での検討 市町村・都道府県事業計画の検討		
認可基準(幼保連携型 認定こども園)・ 確認基準		会議等での検討	条例の検討	認可・確認事務
保育の必要性の 認定基準		会議等での検討		認定事務
公定価格	実態調査	実態調査、会議等での検討	骨格の提示	利用者負担の設定
市町村事業		会議等での検討	条例(注3)の検討	届出受理・事業実施準備
幼保連携型認定こども園 保育要領(仮称)		関係審議会等での検討	ガイドライン等の策定	認定こども園職員に対する研修等
保育緊急確保事業		対象事業、要綱等の検討	保育緊急確保事業の実施	
実施体制	子ども・子育て支援新制度施行準備室(内閣府)	自治体において準備組織を設置		子ども・子育て本部(内閣府) 一元の実施体制を整備

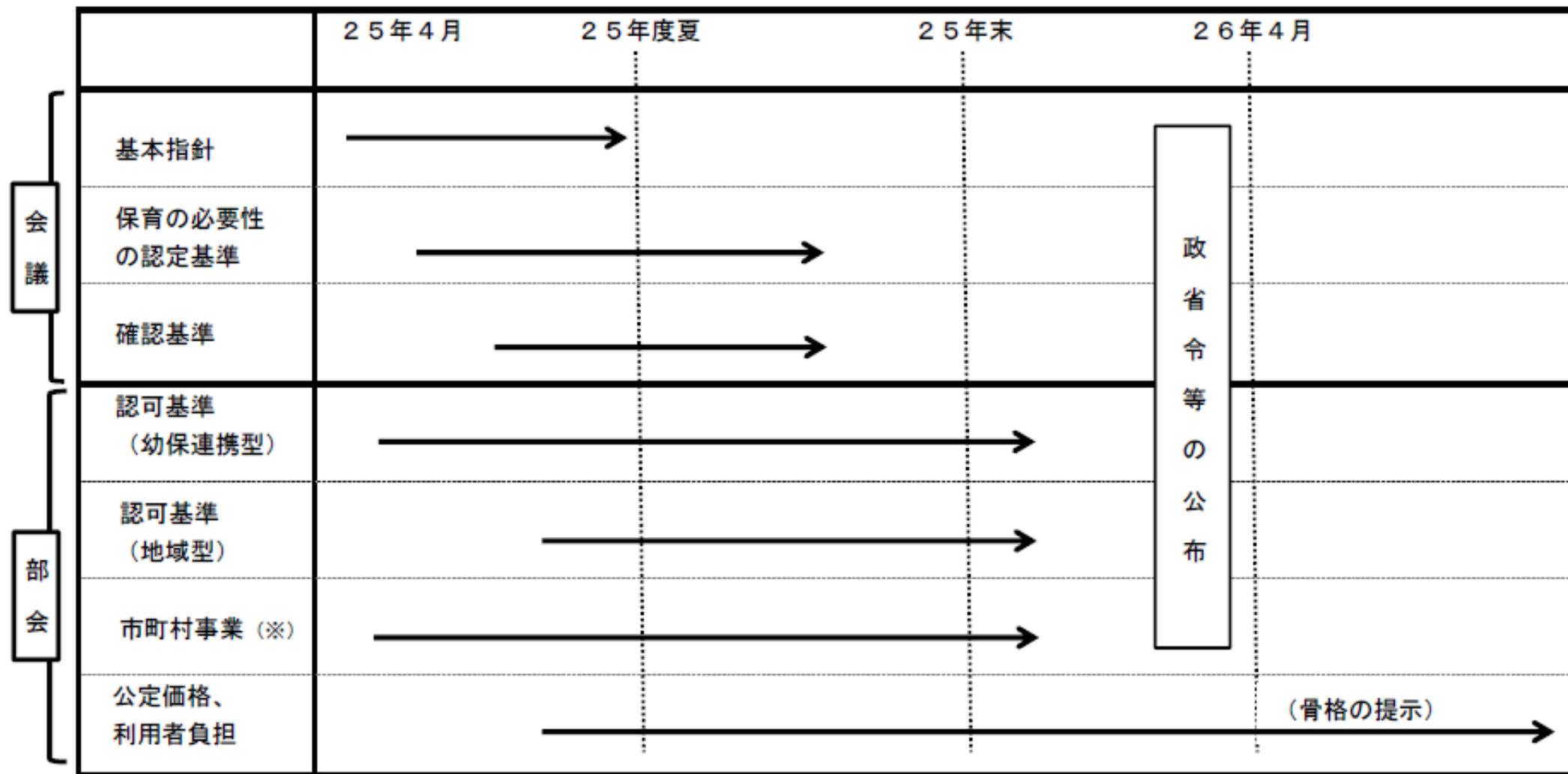
子ども・子育て会議設置

地方版も
順次設置

(注1) 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。
 (注2) 本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。
 (注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

子ども・子育て会議における主な審議事項とスケジュールのイメージ

子ども・子育て支援新制度は、早ければ、平成27年4月には施行予定である。子ども・子育て支援給付・事業の実施主体となる市町村は、国の基本指針や基準を踏まえて、都道府県とも調整しつつ、市町村の事業計画の策定、基準の検討、必要な条例の制定を行った上で、施行までの事前準備としての認可・確認事務等を行う必要がある。このため、国においては、基本指針や基準等の検討は、その過程を対外的に示しながら、概ね25年度中に終える必要がある(25年度中に関係政省令や告示を公布する必要がある。)



(※) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の基準等については、社会保障審議会児童部会を中心に議論。

各論

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を記載。
→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

- ・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

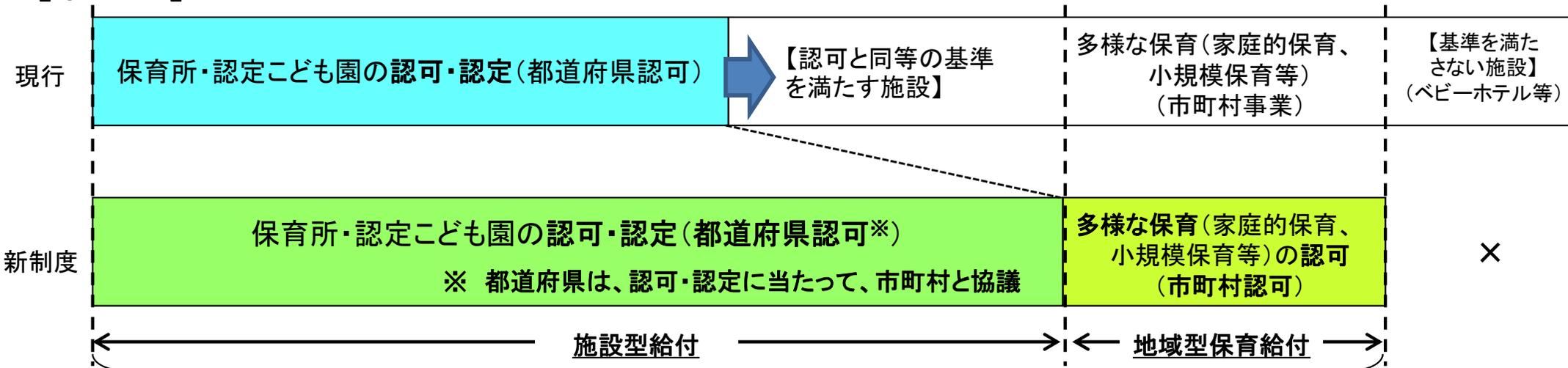
- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

保育に関する認可制度の改善等

【基本的な考え方】

- 認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう
 - ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- その際、都道府県は、実施主体である市町村との協議を行うことで、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。
- 市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認する。
- 確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施する。

【イメージ】



認可を受けた施設、事業は、市町村による定員を定めた上での確認を得て、対象施設・事業となる(私立保育所は委託費)。

施設型給付と地域型保育給付の対象施設・事業の確認手続き

【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。

【対象施設・事業について】

〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。
※教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所
※地域型保育事業者：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔運営基準の遵守〕

- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、確認取消し等）。

〔辞退〕

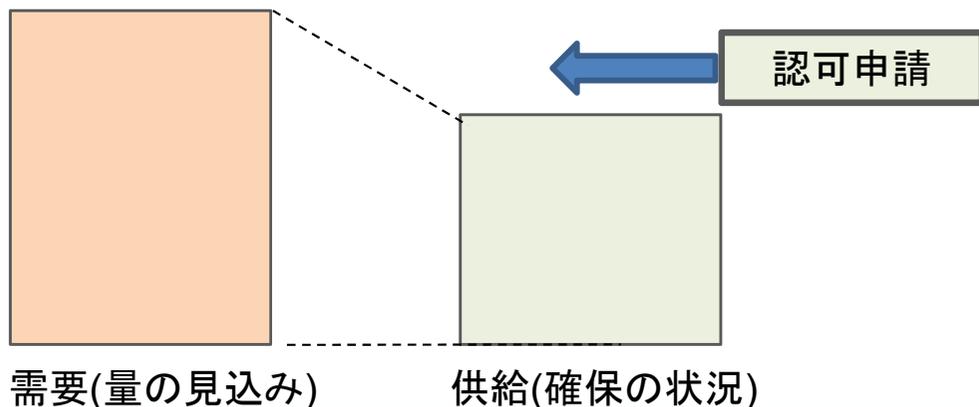
- 対象施設・事業としての地位を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。
- ただし、施設・事業自体から撤退するには、都道府県知事等の認可等を得なくてはならない。

都道府県・市町村計画と認可・認定の需給調整の関係

- 市町村計画では、「現在の利用状況」やニーズ調査により把握される「今後の利用希望」を踏まえて、「量の見込み」を設定し、確認する教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定。
- 都道府県計画では、市町村計画の数値を集計したものを基本に広域調整を勘案して、一定区域ごとに、「量の見込み」と「確保方策」を設定。
- 都道府県は、都道府県計画の一定区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)により客観的に供給過剰であるときは、需給調整が必要と判断すれば、認定こども園・保育所の認可・認定をしないことができる。
 - 需要(量の見込み) > 供給(確保の状況=区域内の定員数) → 原則認可(適格性・認可基準を満たす申請者)
 - 需要(量の見込み) < 供給(確保の状況=区域内の定員数) → 需給調整することができる
- 認定こども園の移行の扱いは、「需給調整」と「認定こども園の普及」の双方の観点から現在検討中。

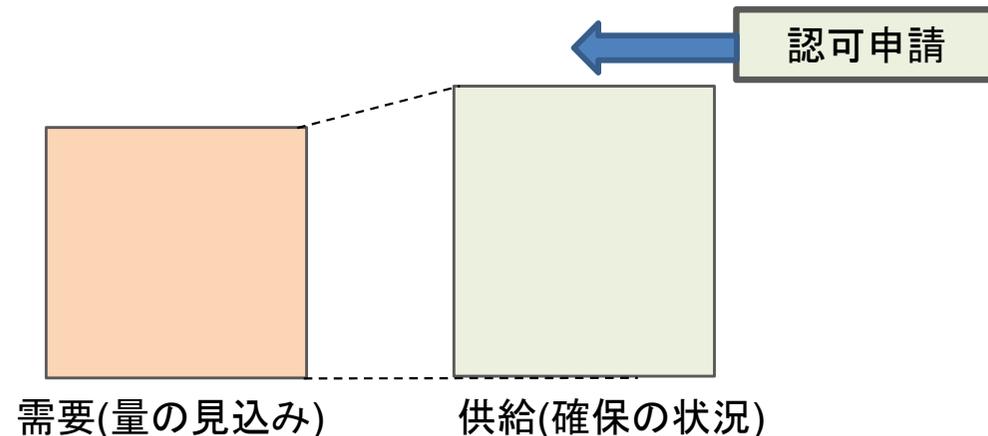
需要(量の見込み) > 供給(確保の状況)

→ 原則認可



需要(量の見込み) < 供給(確保の状況)

→ 需給調整



※地域型保育事業の需給調整は、市町村が市町村計画に基づき同様に判断。

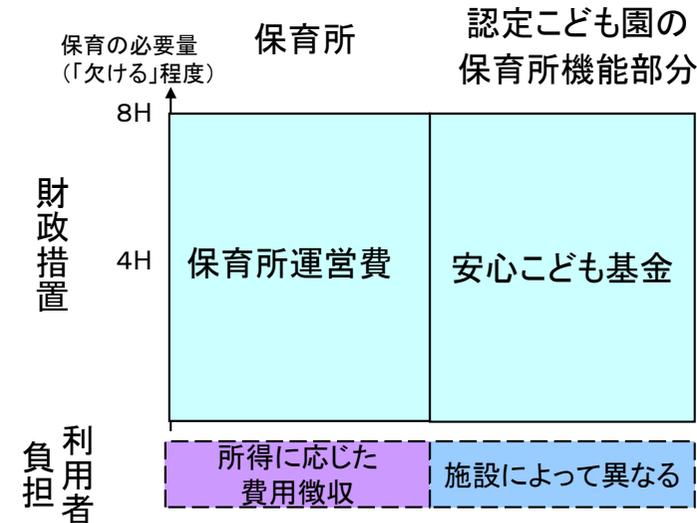
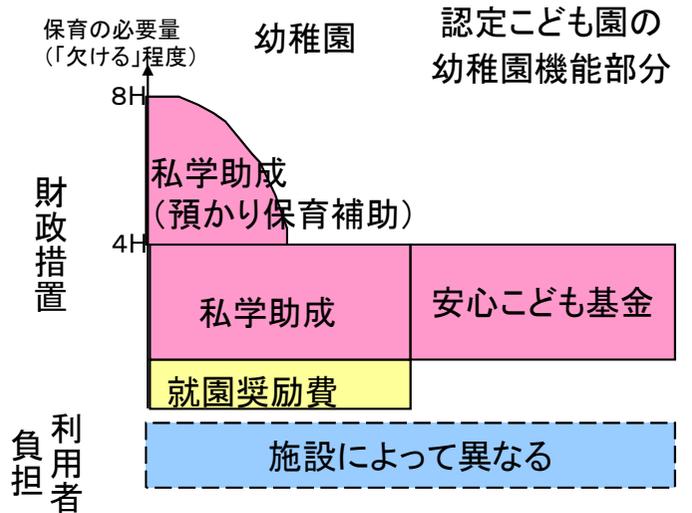
施設型給付の創設

○ 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

<現行制度>

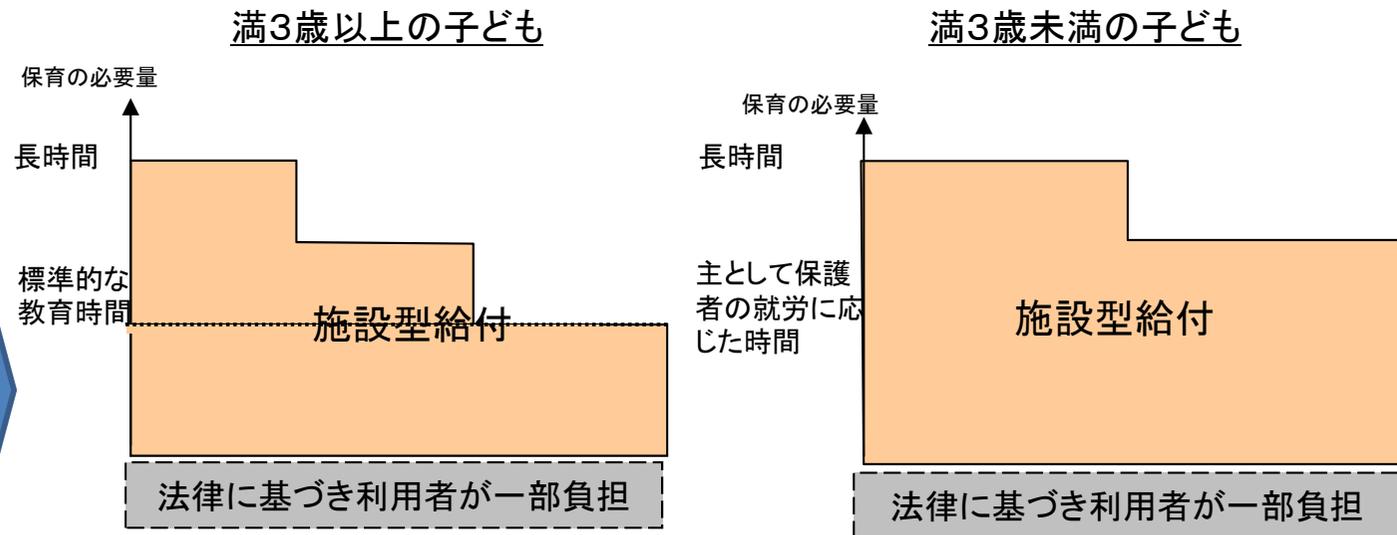
※私立施設の仕組み



<新たな制度>

※私立施設は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4の負担

公立施設は、市町村負担(一般財源)



※私立保育所については、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払う。

※上記の他、特色ある取組(例:特別支援教育等)に対する奨励的な補助として私学助成を措置。

※施設型給付の対象として確認を受けない幼稚園の場合は、私学助成・就園奨励費を継続。

※休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。

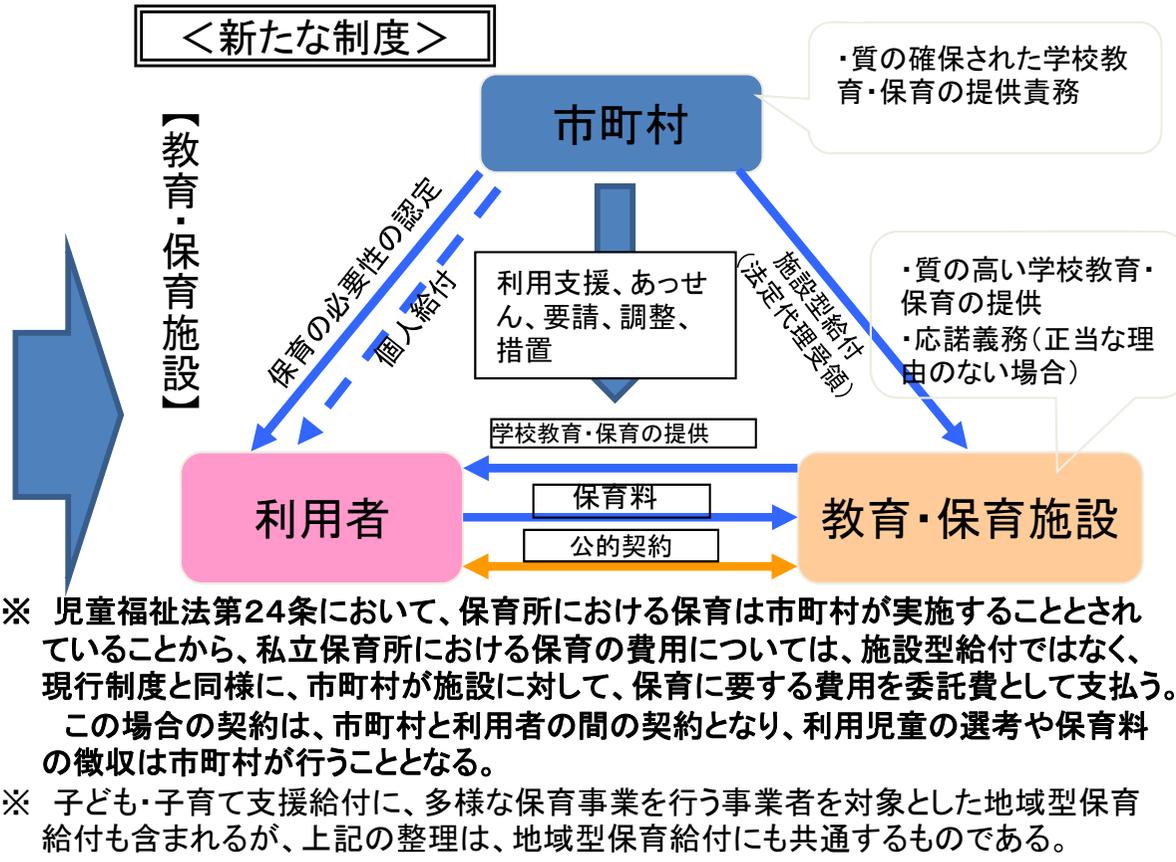
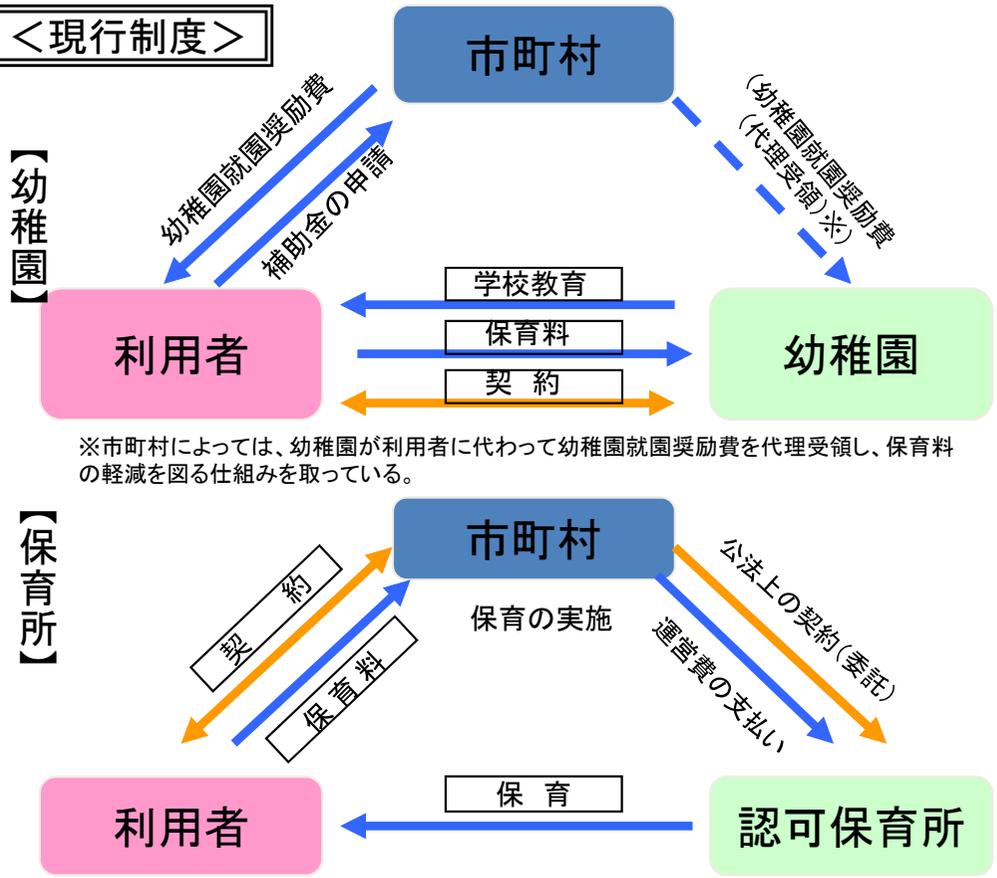
本制度における行政が関与した利用手続

- 市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする(認定区分、保育必要量(長時間・短時間))。

1号認定子ども: 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども	→ 認定こども園、幼稚園
2号認定子ども: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	→ 認定こども園、保育所
3号認定子ども: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	→ 認定こども園、保育所、地域型保育

- 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。私立保育所については右下図※印
- 契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、施設の利用の申込みがあったときは、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。私立保育所については右下図※印
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。

※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。



- 市町村は、保護者の申請に基づき、保育の必要性の有無の認定を行った上で、適切な施設・事業が確実に利用できるよう以下の関与を行う。

【教育のみ子ども(保育の必要性なし)】(1号認定子ども)

- 保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。
- 特別な支援が必要な子どもなど、あっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)等による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

【保育の必要性の認定を受けた子ども】(2号・3号認定子ども)

①利用に当たっての支援、調整

- 市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。
- 市町村は、これまでの保育について担ってきた役割等を踏まえ、当分の間、利用者からの利用の申込みを受け、次のような対応を行う。
 - ・ 保育所での保育については、従来と同様、利用調整を行い、市町村と保護者が契約する。
 - ・ 特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。
 - ・ それ以外の子どもについては、市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。

②市町村による措置

- 保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、虐待等により保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設に対して措置する(措置による入所・利用)。
- 上記の場合以外で、①のあっせん、要請等によっても利用できないなど、やむを得ない事由がある場合、市町村は、当該保護者の子どもについて、施設・事業に対して措置することができる。

教育のみの子どもに係る簡素な利用手続

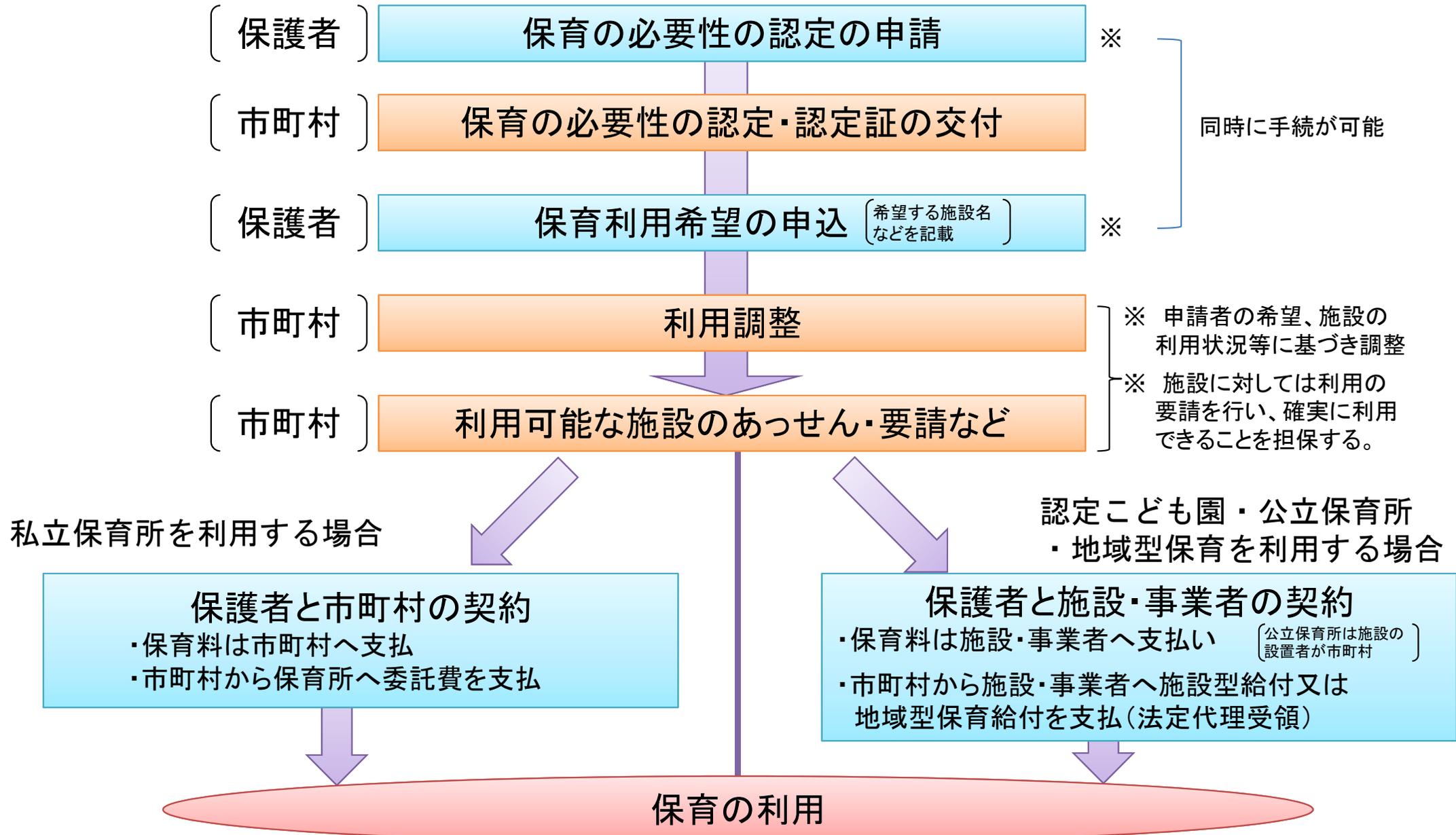
- 教育のみの子ども(1号認定)については、施設(幼稚園・認定こども園)の利用に当たって、保護者が市町村に認定申請を行い、市町村の支給認定を受けることが新たに必要となる。
 - * 保護者の就労状況等の提出・審査は要さない。
 - * 市町村による利用調整(児童福祉法)の対象ではないが、利用のあっせん(子ども・子育て支援法)の対象。
- このため、現行の園児募集や幼稚園就園奨励費の事務の手続の実態等を踏まえ、現在の保護者・市町村の手続の利便性が低下しないよう、保護者が施設を通じて、市町村に認定申請を行い支給認定証の交付を受ける、という簡素な手続も可能とする方向で検討中。

事務処理の具体的なイメージ(検討中)

- ① 保護者は施設(幼稚園・認定こども園)の園児募集に応じ、(定員超過など必要があれば、この段階で選考を行い)入園予定の施設を特定する。
 - * 「入園の内定」(=利用契約自体は未締結)又は「認定の取得を停止条件として付した利用契約の締結」
- ② 保護者は、①の施設を通じて、居住地の市町村に1号認定を申請する。
- ③ 市町村は、要件該当(住民+3歳以上)を確認し、認定する。併せて利用者負担の区分を定める。
- ④ 市町村は、①の施設を通じて、利用者負担の区分を記載した「支給認定証」を保護者に交付する。(=認定結果の通知)
- ⑤ 支給認定証の交付を確認した後、施設と保護者の間で利用契約を締結する(又は停止条件が成就して、利用契約が発効する)。

保育を必要とする子どもに係る利用手順

- 当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



地域型保育給付の創設

基本的な制度設計

- 教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
 - ◇ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
 - ◇ 家庭的保育（利用定員5人以下）
 - ◇ 居宅訪問型保育
 - ◇ 事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

- 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。

- 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な認可基準を設定し、質の確保を図る。また、認可の仕組みについては、大都市部の保育需要に対して、機動的に対応できる仕組みとする。

- 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、施設型給付と同様とする。

- ※ 郡部などの人口減少地域等においては、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における学校教育・保育を確保する観点から、例外的に3歳以上児の利用も認める。
 - 3歳以上児の学校教育・保育を保障するために必要な、認定こども園等や地域の小学校との連携を法令に位置づけ、具体的な連携方策を更に検討

新たな幼保連携型認定こども園

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。

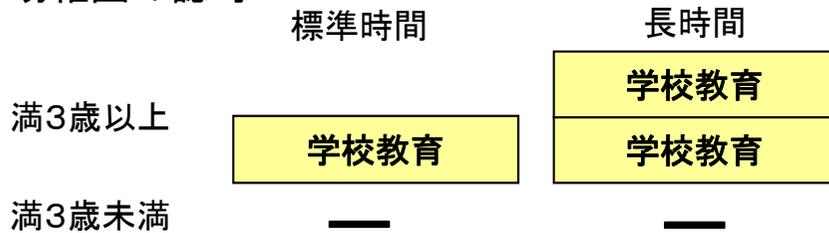
○ 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

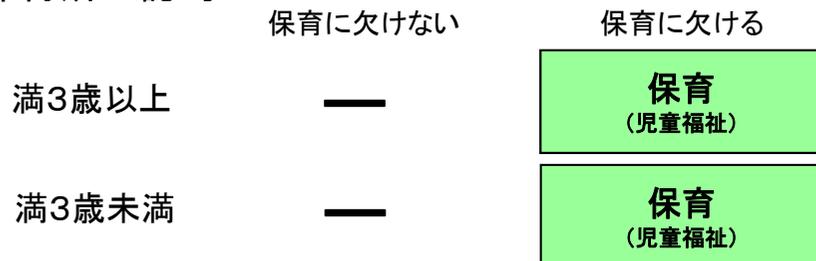
※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。）

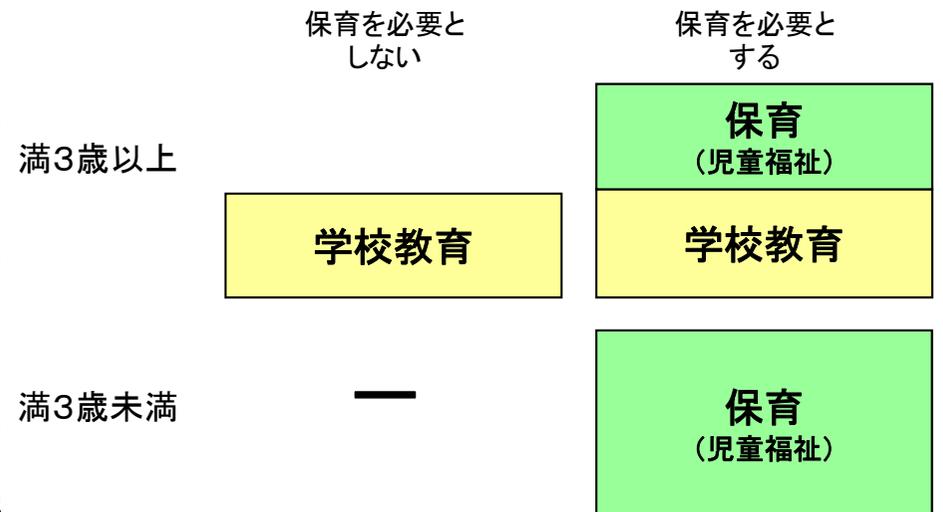
幼稚園の認可



保育所の認可



幼保連携型認定こども園の認可



教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

※ 既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設
両方の性格

新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について

	主な内容
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事（公立）届出（私立）認可 大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	（公立）事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 （私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 （公立）地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 （公立・私立）知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」を定める。 ※幼保連携型以外の類型の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）についても、当該基準を踏まえて幼児期の学校教育・保育を行わなければならない。
設置基準	現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。 ※ 学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。 ※ 職員配置基準（学級編制基準）の引上げ等を検討
配置職員	園長、保育教諭 ^(※) 、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則（経過措置あり）

(続き)

公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外にかかわらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園・保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。

(主な経過措置等)

- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 新法の施行前までに学校法人以外で私立幼稚園を設置する者については、当分の間、一定の要件を満たせば、その設置する私立幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ 既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した場合、その幼保連携型認定こども園の名称中に「幼稚園」という文字を用いることができる。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。

保育教諭の資格等に関する経過措置

一方の免許・資格のみを有する者に関する保育教諭の資格(併有の促進)

- 新たな「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」等については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることが原則。
- 幼稚園・保育所で働く幼稚園教諭・保育士のうち2～3割は、いずれかの免許・資格しか有していないことから、新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法では、**施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していれば、保育教諭等となることができる**とする経過措置を設けている。
- このため、経過措置期間中に、保育所または幼稚園における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設け、免許・資格の併有を促進する。

幼稚園教諭の旧免許状所持者に関する免許状更新講習

- **幼稚園教諭の旧免許状**(平成21年3月までに授与されたもの)・**保育士資格の両方を有する者は、新制度施行後5年間は、免許状更新講習の修了確認を受けていなくても、教育職員免許法上の教育職員である保育教諭等となることができる**(ex.保育所で勤務してきたベテラン保育士で旧免許状を所持する者)
 - 該当する保育教諭等は、経過措置期間終了までに、免許状更新講習の修了確認を受ける必要

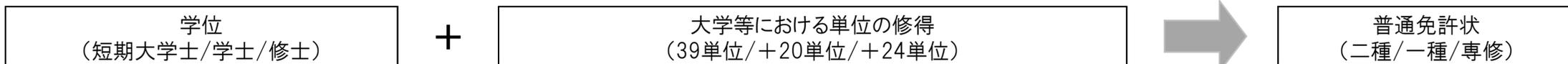
幼稚園免許の特例の概要

〔目的〕

- 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。（現在の保育士の併有状況：76%）

※新たな認定こども園制度施行（平成27年4月以降）から5年間の特例
 ※保育士資格の特例については厚生労働省において検討

【通例：大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合】



【今回の特例措置】（「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討）



※学士の学位を有する場合：一種免許状
 ※短期大学士、専門学校卒の場合：二種免許状

3年 かつ 4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

〔メルクマール〕

- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記①～③を担保する行政監督（許認可等）の仕組みがあること

8単位

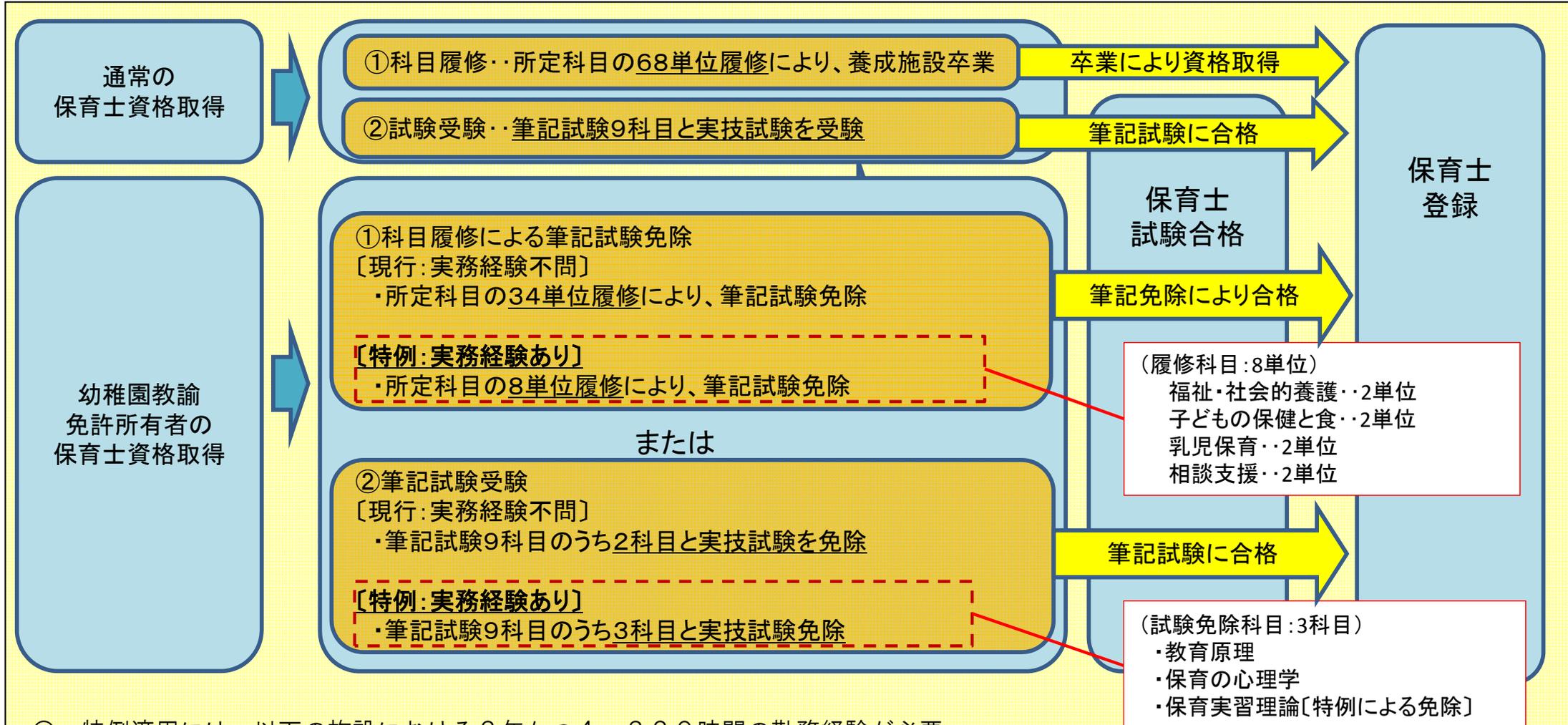
（内訳）

- ・教職の意義及び教員の役割 } 2単位
- ・教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。） } 2単位
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 1単位
- ・教育課程の意義及び編成の方法 2単位
- ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術 1単位
- ・幼児理解の理論及び方法

保育士資格の取得の特例の概要

- 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。

※保育所で働く保育士の75%が幼稚園教諭免許を併有
 ※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



- 特例適用には、以下の施設における3年かつ4,320時間の勤務経験が必要
 [6時間×20日×3年(36か月)=4,320時間]

- ・幼稚園、認定こども園、保育所、特別支援学校幼稚部、へき地保育所、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定規模の集団により、継続的に保育を行う施設)、幼稚園併設型認可外保育施設

地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

○ 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は子ども・子育て支援法に法定されている。

- 利用者支援
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て短期支援事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

国の所管及び組織体制について

- 「子ども・子育て支援法」における事務については、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管する。
- 認定こども園については、学校、児童福祉施設を所管する観点から、文部科学省・厚生労働省も共管するが、制度全体としては内閣府が所管する。
その上で、内閣府に子ども・子育て本部を設置し、認定こども園に関する一元的な窓口を設け、全ての類型を通じた給付や幼保連携の強化・推進を担う。
- 子ども・子育て支援法の公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる（子ども・子育て支援法附則第2条第4項）。

子ども・子育て会議について

○平成25年4月に内閣府に設置。

○委員

- ・25人以内で組織。
- ・子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命。

○役割

- ・会議は、子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議する。

子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項の主な内容

- ・基本指針の調査審議
- ・認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準の調査審議
- ・特定教育・保育施設の基準の調査審議
- ・特定地域型保育事業者の基準の調査審議
- ・施設型給付費、特例施設型給付費の額の算定基準の調査審議
- ・地域型保育給付費、特例地域型保育給付費の額の算定基準の調査審議 など

- ・会議は、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。
- ・会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べるができる。

子ども・子育て会議 委員及び専門委員

○子ども・子育て会議 委員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授	佐藤 秀樹	全国保育協議会副会長
荒木 尚子	全国国公立幼稚園長会会長	佐藤 博樹	東京大学大学院情報学環教授
大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院教授	菅家 功	日本労働組合総連合会副事務局長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長	高尾 剛正	一般社団法人日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
尾崎 正直	高知県知事	月本 喜久	全日本私立幼稚園PTA連合会副会長
尾身 朝子	東京商工会議所人口政策委員会委員	古渡 一秀	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授	北條 泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
橘原 淳信	全国私立保育園連盟副会長	宮下 ちづ子	公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長
清原 慶子	三鷹市長	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
駒崎 弘樹	全国小規模保育協議会理事長	吉田 大樹	NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事
小室 淑恵	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長	吉原 健	社会福祉法人東京聖労院顧問
榊原 智子	読売新聞東京本社社会保障部次長	渡邊 廣吉	前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長 聖籠町長
坂崎 隆浩	日本保育協会理事		

○子ども・子育て会議 専門委員

稲見 誠	一般社団法人全国病児保育協議会会長	坂本 秀美	公益社団法人全国保育サービス協会理事
今村 定臣	公益社団法人日本医師会常任理事	鈴木 道子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
内田 賢司	秦野市教育委員会教育長	溜川 良次	全国認定こども園連絡協議会会長
葛西 圭子	公益社団法人日本助産師会専務理事	山口 洋	一般社団法人日本こども育成協議会副会長

(50音順)

(平成25年4月9日付発令)

地方版子ども・子育て会議について

- 子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」又は同法の規定により意見を聴くべき保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者（「地方版子ども・子育て会議」）に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行。
- 地方版子ども・子育て会議の役割は、次のとおりである。

<地方公共団体向けQ&A(平成25年4月内閣府)>

Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

A

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく(PDCAサイクルを回していく)役割が期待されている。

幼稚園からみた新制度

新制度における幼稚園の選択肢

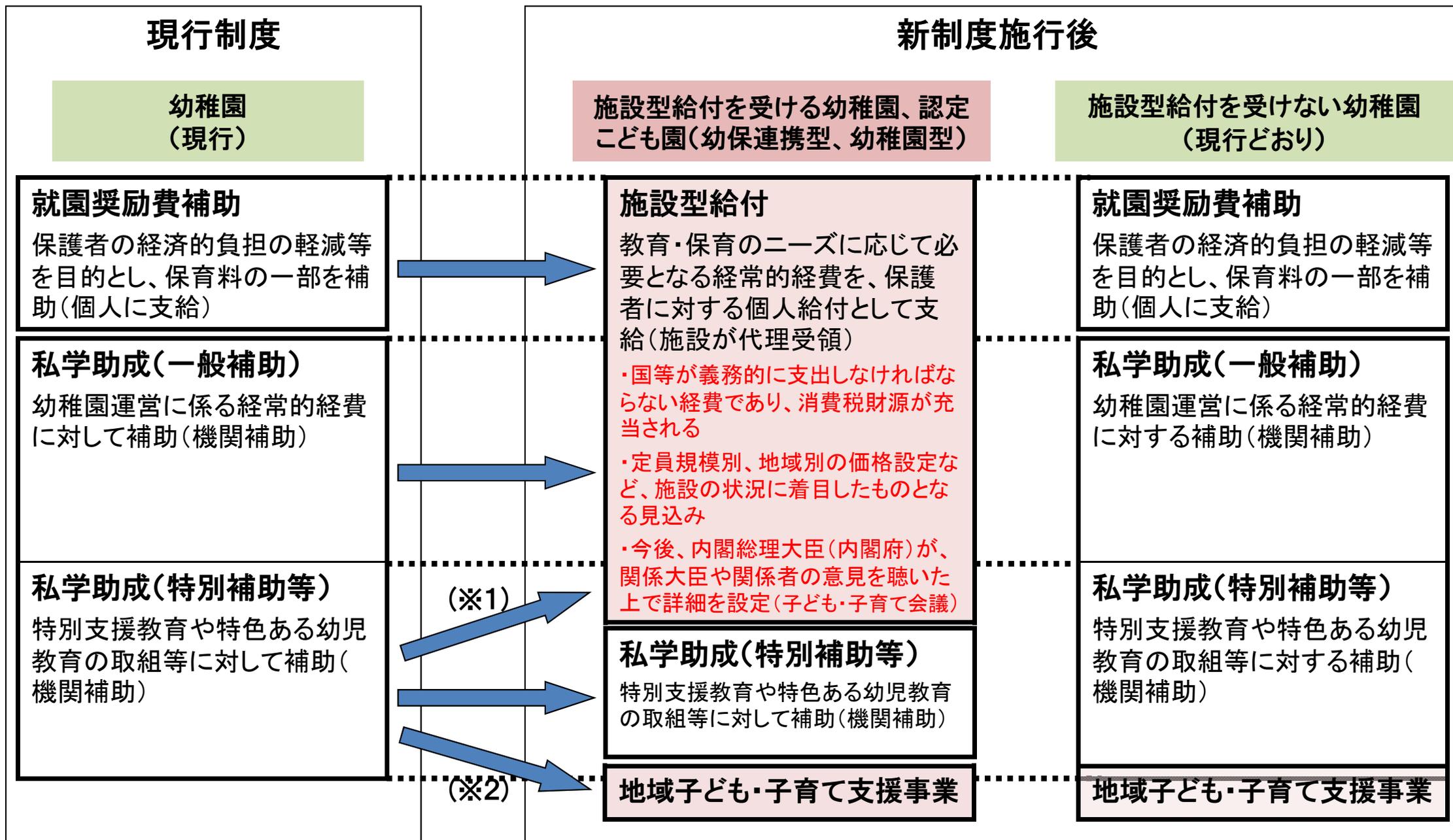
		位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可) (確認)		財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受ける認定こども園 (幼保連携型) (幼稚園型)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育と保育を提供する機関(幼保連携型) :学校と児童福祉施設の位置付け ○幼稚園型(幼稚園型) :保育機能を認定 ○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督 ○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、市町村が確認・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○「保育の必要性」の認定を受けた利用者:「保育時間」に対応する「施設型給付」※² ○その他の利用者:「標準時間」に対応する「施設型給付」※² ○私学助成(特別補助等)※³ 	<ul style="list-style-type: none"> ○応諾義務 * 定員を超えた場合は、選考可 ○公定価格 * 利用者負担は応能負担が基本 * 一定の要件の下で上乗せ徴収可
	「施設型給付」を受ける幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育を提供する機関 ○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が認可・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○「給付の支給対象施設」として、市町村が確認・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○「標準時間」に対応する「施設型給付」※² ○私学助成(特別補助等)※³ 	
現行どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園※ ¹	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育を提供する機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が認可・指導監督 	/	<ul style="list-style-type: none"> ○私学助成(一般補助・特別補助) ○幼稚園就園奨励費 	<ul style="list-style-type: none"> ○建学の精神に基づく選考 ○価格は設置者が設定

※¹ 現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされる。

※² 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

※³ 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を予定。預かり保育の取扱いについては、40頁を参照。

新制度における私立幼稚園・幼保連携型認定こども園に対する財政措置



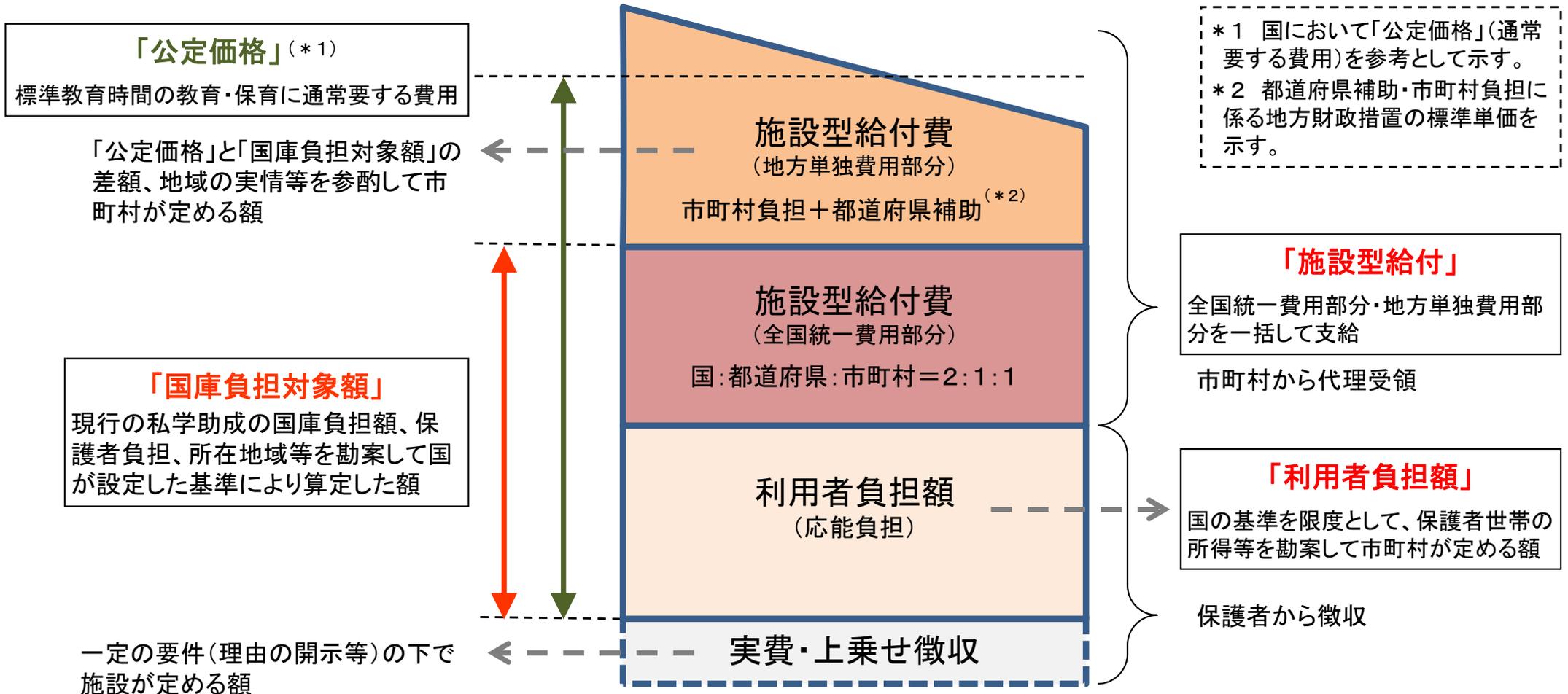
教育のみの子どもに係る施設型給付の構造(公定価格及び利用者負担)

○ 教育のみの子ども(1号認定子ども)に係る施設型給付については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国统一費用部分(義務的経費)と地方単独費用部分(裁量的経費)を組み合わせる施設型給付として一体的に支給することとされている。(子ども・子育て支援法附則9条)

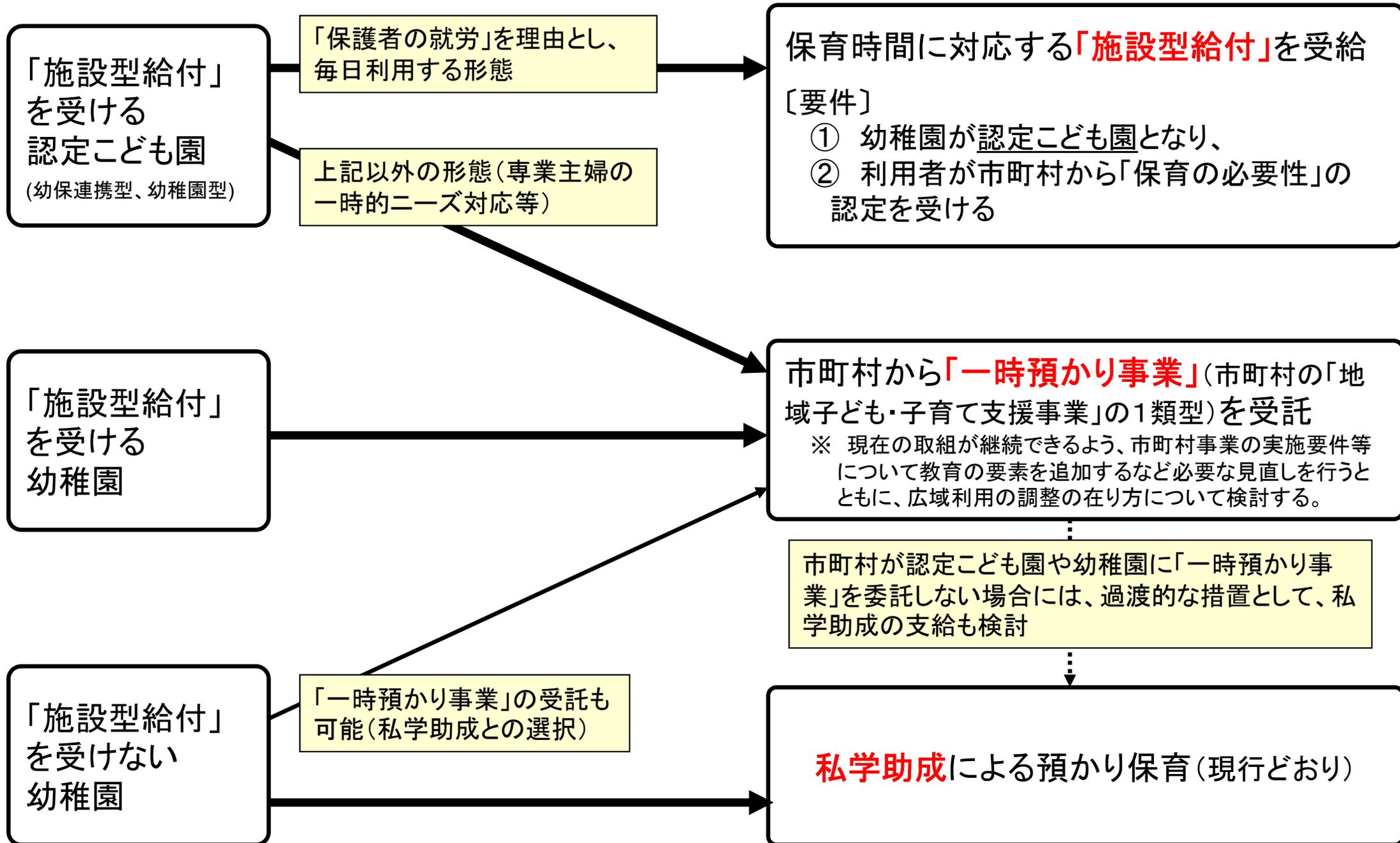
「施設型給付費」≡「公定価格」(通常要する費用) - 「利用者負担額」(応能負担)

うち 「施設型給付費」(全国统一費用部分) = 「国庫負担対象額」 - 「利用者負担額」

「施設型給付費」(地方単独費用部分) ≡ 「公定価格」 - 「国庫負担対象額」

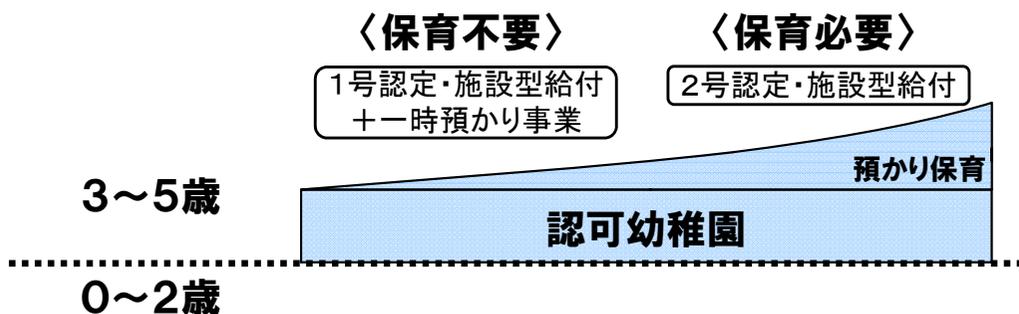


幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い

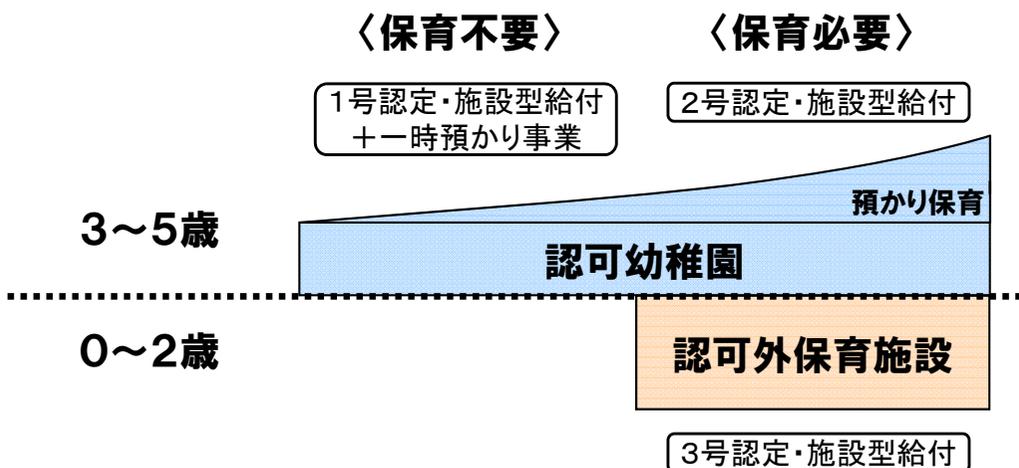


幼稚園型認定こども園の諸類型

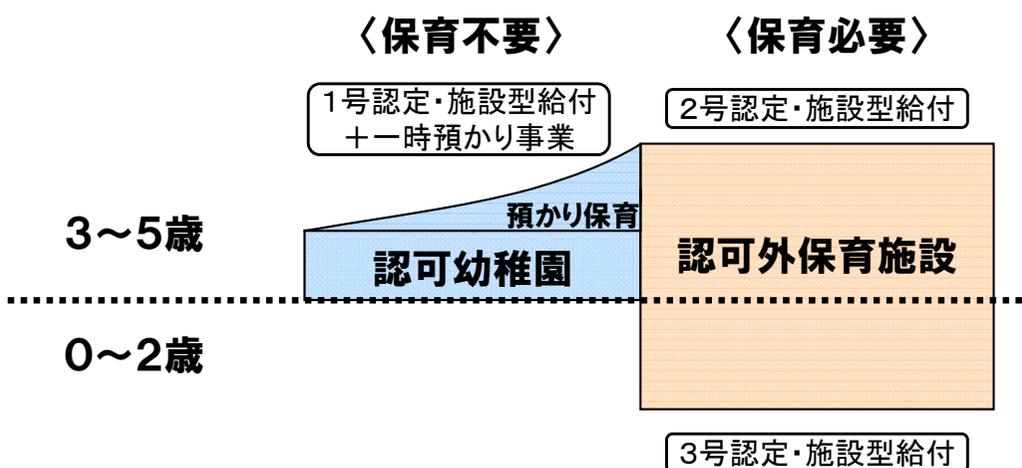
●幼稚園型認定こども園：単独型



●幼稚園型認定こども園：接続型



●幼稚園型認定こども園：並列型



※0～2歳児の受入れは必須ではない。
 ※認可外保育施設は幼稚園と緊密に連携して運営。

(各類型共通)

○保育を必要とする子どもの保育は保育士有資格者。なお、満3歳以上児については、保育士有資格者の配置が困難なときは、保育士の資格取得に向けた努力を行っている幼稚園教諭の配置可

○保育を必要とする子どもに提供する食事を調理するための調理室は必置。なお、満3歳以上児については、給食の外部搬入可(加熱・保存等の設備を備えた調理室で足りる)

○満3歳未満児の保育室・ほふく室等は、保育所と同等の基準面積

認定こども園に対する財政措置の概要

現行制度

幼保連携型認定こども園

運営費

幼稚園: 私学助成(一般補助: 園児一人当たり 国 22,642円/年+都道府県149,400円/年(交付税単価・標準団体規模))

保育所: 国1/2補助(保育所運営費)、県1/4補助、市町村1/4補助

施設整備費

幼稚園: 国1/3補助(条件を満たす場合 1/2補助)(私立学校施設整備費補助)
国1/2補助(安心こども基金(認定こども園整備事業))、市町村1/4補助
国1/2補助(安心こども基金(幼稚園耐震化促進事業))

保育所: 国1/2補助(安心こども基金(保育所緊急整備事業))、市町村1/4補助

幼稚園型認定こども園

運営費

幼稚園: 私学助成(一般補助: 園児一人当たり 国 22,642円/年+都道府県149,400円/年(交付税単価・標準団体規模))

保育所機能部分: 国1/2補助(安心こども基金(認定こども園事業費))、県1/4補助、市町村1/4補助
安心こども基金(認定こども園事業費)における単価(月額): 乳児(107,000円)、1・2歳児(57,000円)、3歳児(22,000円)、4歳以上児(18,000円)

施設整備費

幼稚園: 国1/3補助(条件を満たす場合 1/2補助)(私立学校施設整備費補助)
国1/2補助(安心こども基金(幼稚園耐震化促進事業))

保育所機能部分: 国1/2補助(安心こども基金(認定こども園整備事業))、市町村1/4補助

新制度施行後

幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園

運営費・施設整備費 → 施設型給付

○「施設型給付」は、利用者への個人給付であるが、施設が代理受領する仕組み。

○「施設型給付」の額は、施設が受け入れる子どもごとの学校教育・保育の必要性(教育のみ、教育+(長・短))に対応した額の合計額であり、施設の運営費、減価消却費等の一定割合に相当する。

○「施設型給付」の単価は、定員規模別、地域別の価格設定など、受け入れる施設の状況に着目したものとなる予定。

※単価を含む給付の詳細については、内閣総理大臣(内閣府)が、関係大臣や関係者の意見を聴いた上で設定。

※緊急に対応する必要がある、施設の耐震化等に対する補助については、今後検討。



※現行の安心こども基金による財政支援の対象となるためには、原則1歳以上の子どもの受入れが必要(0歳→1歳に緩和(平成22年度から))。

※幼稚園型認定こども園の事業費の単価を大幅に改善(平成25年度から)。

※保育所型認定こども園は、保育所の財政措置及び、幼稚園機能部分については、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分と原則同様の財政措置が行われる。

地方裁量型認定こども園については、一部交付税措置されているが、国の事業・安心こども基金による財政措置なし。

※安心こども基金は、保育所の施設整備費等にも充当

參考資料

これまでの検討経緯

○平成22年

1月29日 少子化社会対策会議決定により、子ども・子育て新システム検討会議を設け、検討を始める。

○平成24年

3月2日 「子ども・子育て新システムの基本制度について」（少子化社会対策会議決定）

3月30日 消費税関連法案とともに、平成24年通常国会に法案を提出

5月10日 衆議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑

5月17日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始

6月15日 社会保障・税一体改革に関する確認書（自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者会合）

6月20日 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（議員立法）」
国会提出

6月22日 「子ども・子育て支援法案」と「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の修正案（議員修正）国会提出

6月26日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び衆議院本会議で3法案を可決

7月11日 参議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑

7月18日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始

8月10日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び参議院本会議で3法案を可決・成立

8月22日 子ども・子育て関連3法を公布

社会保障・税一体改革成案

平成23年6月30日
政府・与党社会保障改革検討本部決定（抜粋）

はじめに（略）

I 社会保障改革の全体像

1 社会保障改革の基本的考え方 ～「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指して

（略）

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

（1）改革の優先順位

厚生労働省案に示す「社会保障制度改革の基本的方向性」（1. 全世代対応型・未来への投資、

2. 参加保障・包括的支援（全ての人に参加できる社会）、3. 普遍主義、分権的・多元的なサービス供給体制、

4. 安心に基づく活力）を踏まえ、

① 子ども・子育て支援、若者雇用対策

② 医療・介護等のサービス改革

③ 年金改革

④ 制度横断的課題としての「貧困・格差対策（重層的セーフティネット）」「低所得者対策」

についてまず優先的に取り組む。

（2）個別分野における具体的改革

（略）

<個別分野における主な改革項目（充実／重点化・効率化）>

I 子ども・子育て

○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴い、地域の実情に応じた保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。

・ 待機児童の解消、質の高い学校教育・保育の実現、放課後児童クラブの拡充、社会的養護の充実

・ 保育等への多様な事業主体の参入促進、既存施設の有効活用、実施体制の一元化

II 医療・介護等（略）

III 年金（略）

IV 就労促進（略）

V I～IV以外の充実、重点化・効率化（略）

VI 地方単独事業（略）

（3）社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入（略）

II 社会保障費用の推計

1 機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）にかかる費用

子ども・子育て、医療・介護等及び年金の各分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目にかかる費用（公費）の推計は別紙2の欄D及びEに示すとおりである。

改革全体を通じて、2015 年度において

充実による額 3.8 兆円程度

重点化・効率化による額 ~▲1.2 兆円程度

を一つの目途として、機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）による追加所要額（公費）は、約2.7 兆円程度と見込まれる。

2015 年段階における各分野ごとの追加所要額（公費）は、

I 子ども・子育て 0.7 兆円程度

（税制抜本改革以外の財源も含めて1 兆円超程度の措置を今後検討）

II 医療・介護等 ~1.6 兆円弱程度

（総合合算制度~0.4 兆円程度を含む）

III 年金 ~0.6 兆円程度

（再掲：貧困・格差対策 ~1.4 兆円程度

（総合合算制度~0.4 兆円程度を含む）

と見込まれる。

2 社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計

（略）

認定こども園法の一部改正法の概要

趣旨： 幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。

概要：

(1) 目的規定の修正

- ◆ 幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記。

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実

- ◆ 認定の手續（認定基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定）、教育及び保育の内容

(3) 幼保連携型認定こども園の認可等

- ◆ 幼保連携型認定こども園の定義
(教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校であり、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設)
- ◆ 教育及び保育の目標及び内容（幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定等）、入園資格
- ◆ 設置者（国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人）
- ◆ 設備及び運営の基準（国の基準に基づき都道府県等が条例で基準を定める）
- ◆ 幼保連携型認定こども園に置く職員（園長、保育教諭等）
- ◆ 職員の資格（保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を原則とすること等）
- ◆ 設置廃止等の手續（認可基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可）、指導監督
- ◆ 名称の使用制限、罰則 等

(4) その他

- ◆ 主務大臣、検討規定（幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化含め、その在り方を検討等）、幼保連携型認定こども園に関する特例、保育教諭等の資格の特例 等

施行日： 子ども・子育て支援法の施行の日から施行（※認可の手續き等の準備行為は公布の日から施行）

子ども・子育て支援法の概要

趣旨： 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる。

概要：

(1) 総則

- ◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、定義規定 【第1条～第7条】

(2) 子ども・子育て支援給付

- ◆ 子どものための現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。） 【第8条～第10条】
- ◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、施設型給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担） 【第11条～第30条】

(3) 給付対象施設・事業者（施設型給付：認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育給付：家庭的保育・小規模保育等）

- ◆ 施設・事業者の確認手続、基準、責務、確認の取消し、業務管理体制の整備、指導監督 【第31条～第41条、第43条～第53条、第55条～第57条】
- ◆ 施設・事業者に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあつせん及び要請 【第42条、第54条】
- ◆ 施設・事業者に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等 【第58条】

(4) 地域子ども・子育て支援事業

- ◆ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診 等 【第59条】

(5) 子ども・子育て支援事業計画

- ◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定 【第60条～第64条】

(6) 費用等

- ◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主拠出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める)

(7) 子ども・子育て会議等

- ◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営、市町村等の合議制機関の設置努力義務 等 【第72条～第77条】

(8) 雑則 【第78条～第82条】

(9) 罰則 【第83条～第87条】

(10) 附則

- ◆ 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善・人材育成の検討、行政組織の在り方の検討、次世代育成支援対策推進法延長の検討、安定財源の確保、私立保育所への委託費の支払 等 【附則第2条、第3条、第6条】

施行日： 政令で定める日から施行（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税率の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）

※給付対象施設・事業者の確認の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行 【附則第1条】

趣旨：子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など五十五の関係法律について規定を整備する。

概要：

(1) 児童福祉法の一部改正

① 児童福祉法第24条の改正

- ◆ 保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を担う（現行どおり）
- ◆ 小規模保育等の提供体制の確保義務
- ◆ 利用のあっせん、要請
- ◆ 待機児童がいる市町村が利用調整 ※当分の間は全市町村が利用調整を実施
- ◆ 虐待等の入所の措置（あっせん、要請等で入所ができない場合の措置を追加）

② 保育所の認可制度の改正

- ◆ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正
 - (i) 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
 - (ii) その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

③ 小規模保育等の認可を規定

- ◆ 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定（規定内容は保育所の認可と同様）

④ 放課後児童健全育成事業の改正

- ◆ 対象年齢の見直し（おおむね10歳未満の小学生→小学生）
- ◆ 基準の法定（具体的基準は条例制定、人的要件（従事する者・員数）は従うべき基準）等

(2) 内閣府設置法の一部改正

① 認定こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加

② 子ども・子育て会議を設置、子ども・子育て本部を設置

施行日：子ども・子育て支援法の施行の日から施行（※認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行）

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年6月26日 衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとする。
- 2 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 3 幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 4 新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。
- 5 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。
- 6 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

(1/1)

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年8月10日 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。
- 2 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- 3 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。
- 4 施設整備に対する交付金による支援については、現行児童福祉法第五十六条の二の規定に基づく安心こども基金からの施設整備補助(新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む。)の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平準化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。

- 5 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする。
- 6 大都市部を中心に待機児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。
- 7 市町村による地域の学校教育・保育の需要把握や、都道府県等による認定こども園の認可・認定について、国として指針や基準を明確に示すことにより、地方公共団体における運用の適正を確保すること。
- 8 新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとする。
- 9 現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化及び支援に配慮すること。
- 10 特別支援教育のための人材の確保と育成により幼児期の特別支援教育の充実を図ること。
- 11 安心こども基金については、その期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図り、新制度施行までの間の実効性を伴った活用しやすい支援措置となるよう改善すること。その際には、現行の幼稚園型や保育所型の認定こども園における認可外部分に対して、安心こども基金が十分に活用されるよう、特に留意すること。
- 12 新制度により待機児童を解消し、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。当面、幼児教育に係る利用者負担について、その軽減に努めること。

- 13 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。
- 14 施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。
- 15 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るためには、一兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する〇・七兆円程度以外の〇・三兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。
- 16 放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとする。
- 17 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。
- 18 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 19 ワーク・ライフ・バランスの観点から、親が子どもとともに家族で過ごす時間や地域で過ごす時間を確保できるよう国民の働き方を見直し、家族力や地域力の再生と向上に取り組むこと。

右決議する。

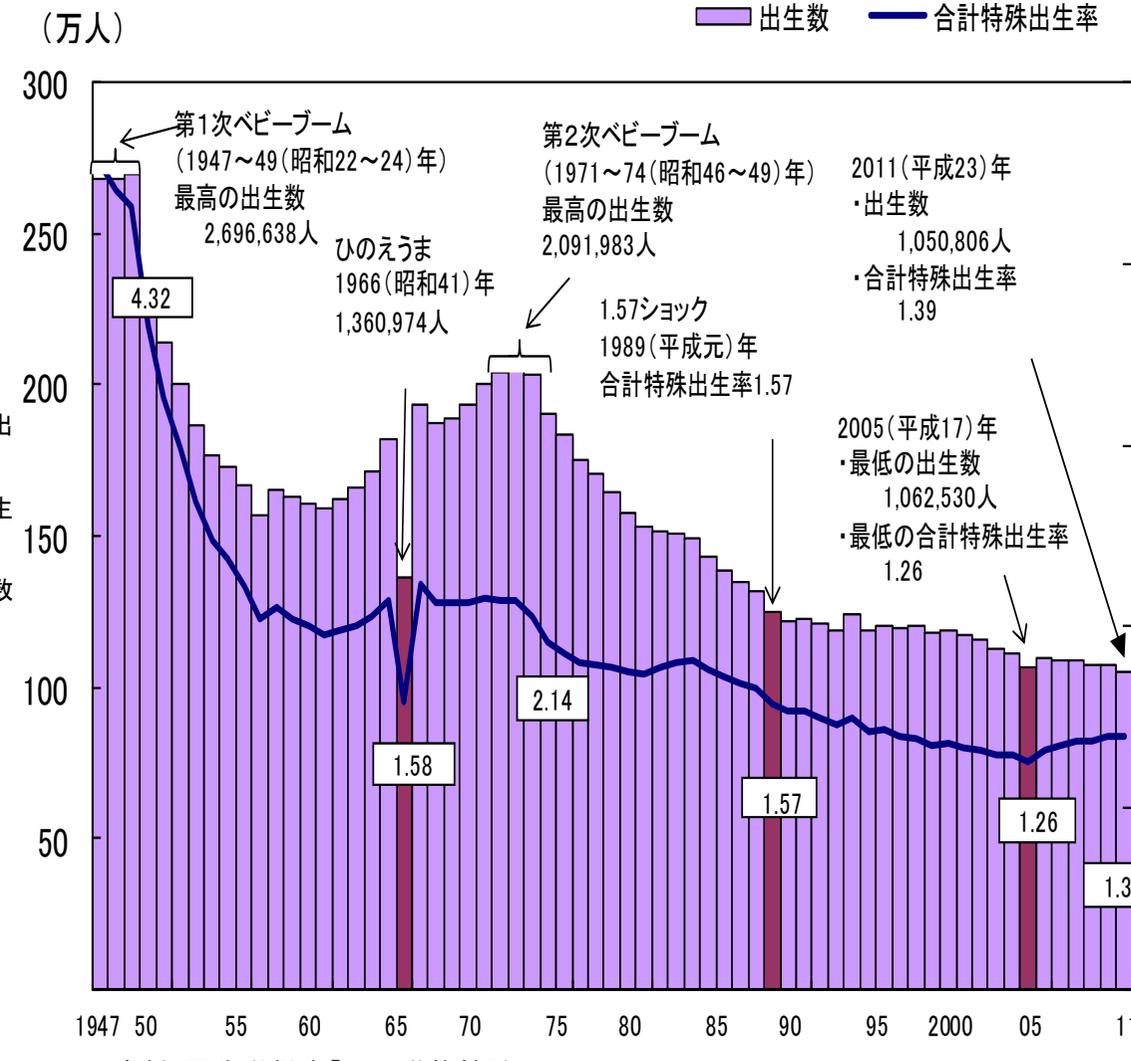
(3/3)

幼児教育を取り巻く状況

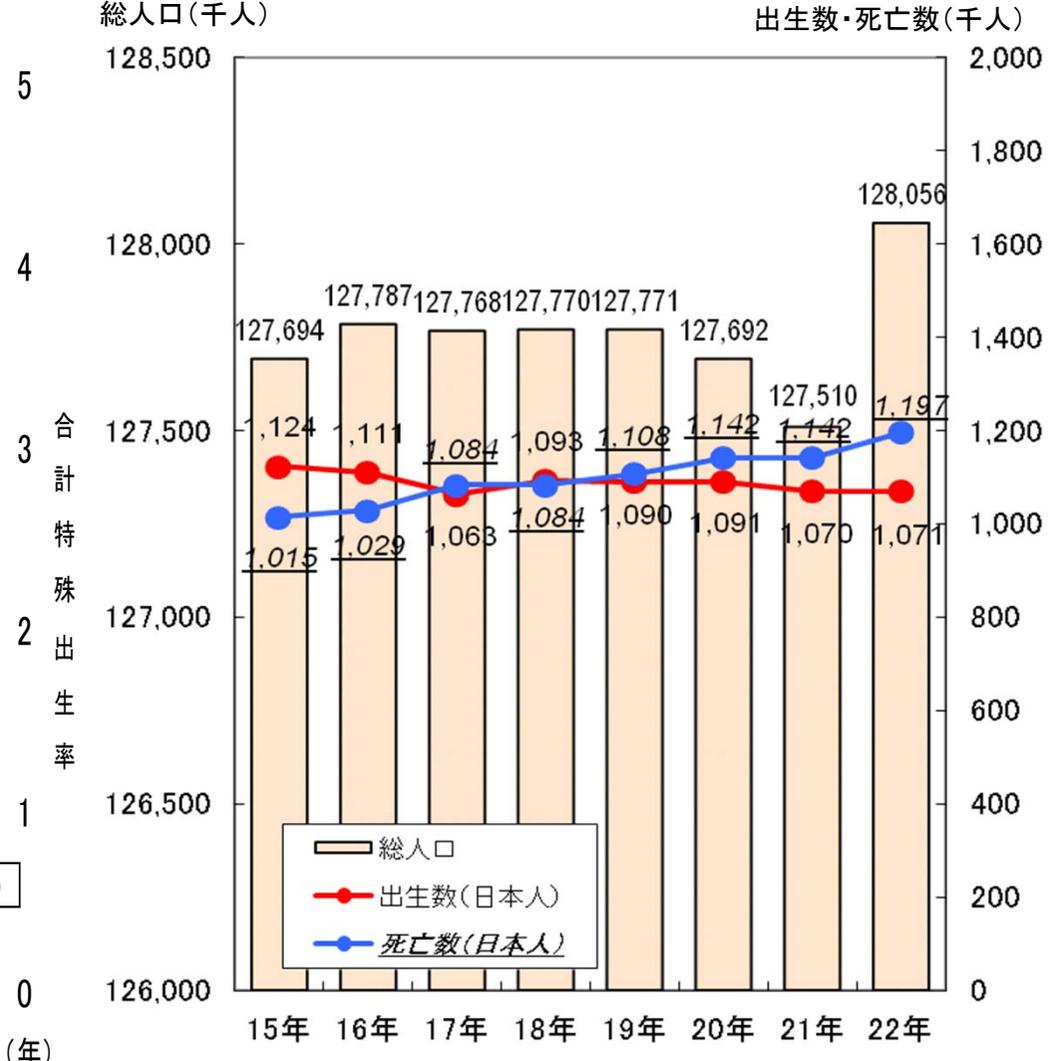
少子化の進行と人口減少社会の到来

○ 2011(平成23)年は、出生数105万806人、合計特殊出生率1.39。平成17年に1.26と過去最低を記録してから微増傾向にあるが、なお楽観できない状況。

○ 平成17年には死亡数が出生数を上回り、我が国の人口は減少局面に入った。



資料:厚生労働省「人口動態統計」
注:1947~1972年は沖縄県を含まない。
2010年の出生数及び合計特殊出生率は概数である。

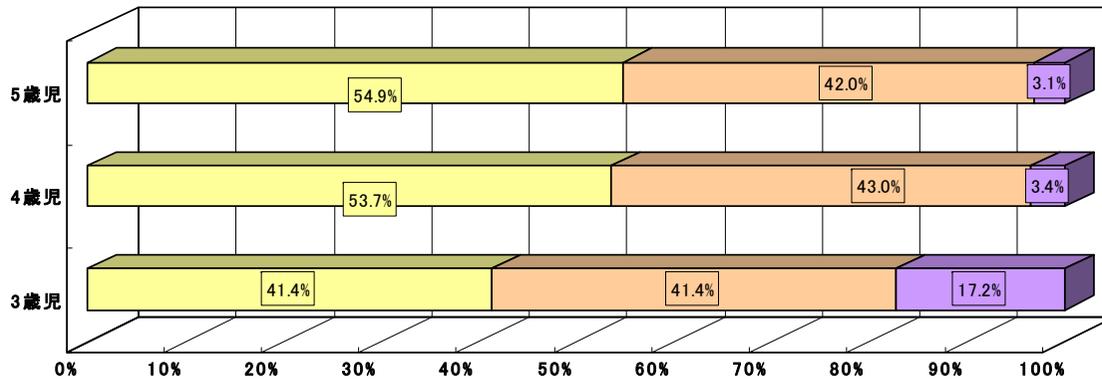


資料:厚生労働省「人口動態統計」、総務省「平成22年10月1日現在推計人口」
注:平成22年の数値は国勢調査の速報値を使用しているため、今後変更がある。

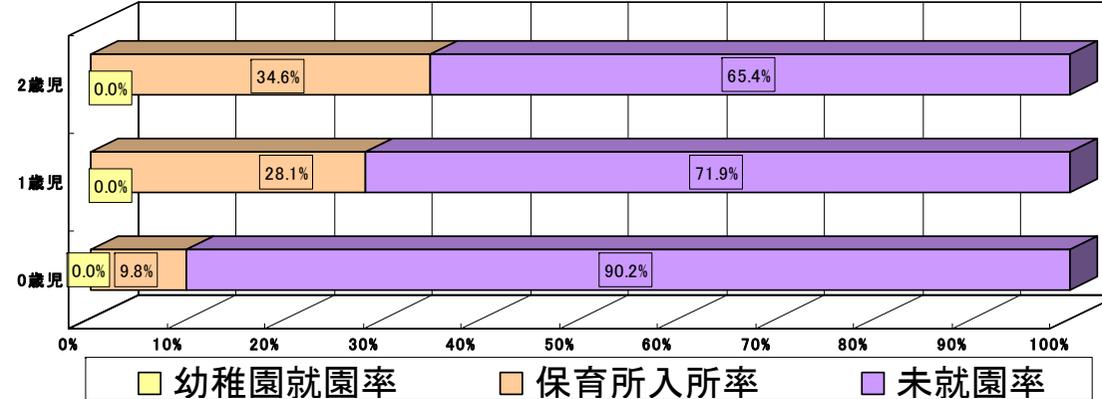
小学校就学前の教育・保育の状況(平成23年度)

- 3歳以上児の92%(4歳以上児の97%)が保育所又は幼稚園を利用
- 3歳未満児(0~2歳児)で保育所に入所している者の割合は約4分の1

【3~5歳児】<学年齢別>



【0~2歳児】

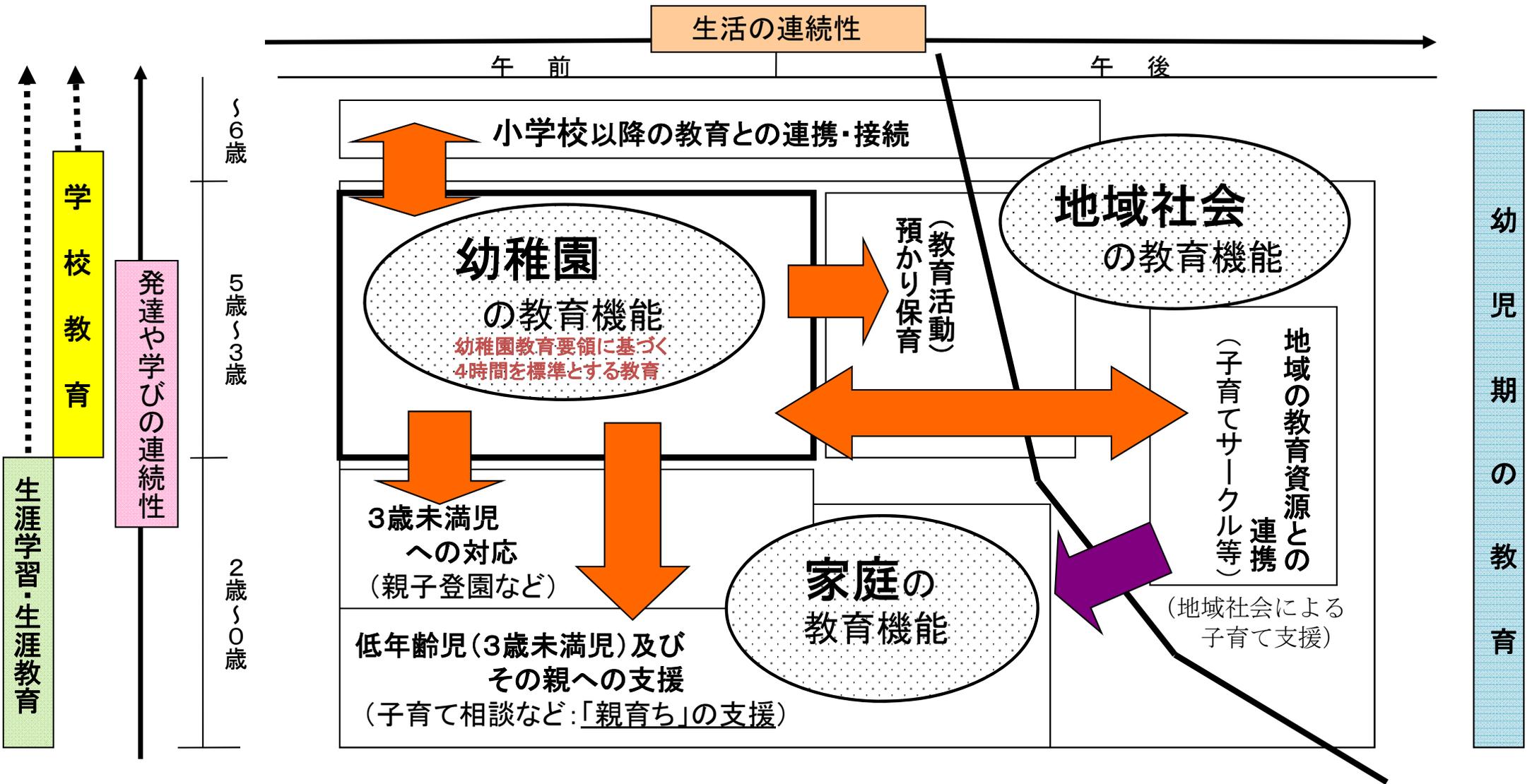


	幼稚園 在園者数	幼稚園 就園率	保育所 在所児数	保育所 入所率	推計未就園児数	未就園率	該当年齢人口
0歳児	0人	0.0%	103,000人	9.8%	945,000人	90.2%	1,048,000
1歳児	0人	0.0%	295,000人	28.1%	753,000人	71.9%	1,048,000
2歳児	0人	0.0%	373,000人	34.6%	704,000人	65.4%	1,077,000
3歳児	444,000人	41.4%	444,000人	41.4%	184,000人	17.2%	1,072,000
4歳児	571,000人	53.7%	457,000人	43.0%	36,000人	3.4%	1,064,000
5歳児	582,000人	54.9%	446,000人	42.0%	33,000人	3.1%	1,061,000
合計	1,597,000人	25.1%	2,118,000人	33.2%	2,655,000人	41.7%	6,370,000
うち0~2歳児	0人	0.0%	771,000人	24.3%	2,402,000人	75.7%	3,173,000
うち3~5歳児	1,597,000人	50.0%	1,347,000人	42.1%	253,000人	7.9%	3,197,000

※0歳児の保育所の数値は「福祉行政報告例」(平成23年4月1日現在)より。
 ※1、2歳児の保育所の数値は「待機児童数調査」(平成23年4月1日現在、厚労省保育課調べ)による。
 ※3~5歳児の保育所の数値は「社会福祉施設等調査」(平成23年10月1日現在)を調査対象施設数及び集計施設数で割り戻した数値を学年齢別に換算した推計値。
 ※幼稚園の数値は平成23年度「学校基本調査報告書」(平成23年5月1日現在)より。
 なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部を含む。
 ※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(平成22年10月1日現在)より。
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育所在所児数を差し引いて推計したものである。
 ※「福祉行政報告例」、「待機児童数調査」、「社会福祉施設等調査」については、東日本大震災の一部の被災地域に所在する施設は、調査対象に含まれていない。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

今後の幼稚園教育の在り方について — 幼稚園の教育機能の拡大

(幼稚園からみた幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性の関係:イメージ図)



参考:子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について(中教審答申、平成17年1月28日)

※今後の幼児教育の方向性

- 家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

小学校教育
(集団による教育)

認定こども園

(教育と保育を提供し、
子育て支援を行う機能をもつ)

家庭教育

保育所保育

保育所＝児童福祉施設

幼稚園教育

幼稚園＝学校

環境との関係形成(関係形成力)の育成

教育的人間関係の形成

(家庭に代わって行う
養護・教育)

学校教育のはじまり

無意図的・無計画的

自然に気付く

意図的・計画的

気付くようにする

< 幼児期の教育 >

幼稚園教育と小学校教育の特徴（違い）と幼小接続

	幼稚園	小学校
全体特徴	「遊び」を通じた総合的な指導 (保育者が環境を通じて幼児の活動を方向付け)	義務教育として、教科別の到達目標を定めて実施 (教科の目標等に沿って選択された教材によって教育が展開)
教育の狙い・目標	方向目標 (「～味わう」「感じる」等の方向付けを重視)	到達目標 (「～できるようにする」といった目標への到達度を重視)
教育課程	体験カリキュラム (一人ひとりの生活や体験を重視)	教科カリキュラム (学問の体系を重視)
教育の枠組み	子どもの生活リズムに沿って展開	週単位で固定した時間割に沿って展開
幼児教育と小学校教育の円滑な接続のための取組み	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>子どもの発達や学びの連続性を保障するためには、「幼児教育」と「小学校教育」が円滑に接続し、体系的な教育が組織的に行われることが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼児と児童の交流の機会の確保 ○幼稚園教諭と小学校教諭の意見交換や合同研究の機会の確保 ○教育課程編成上の工夫(スタートカリキュラムの編成等) </div>	

幼児教育の効果に関する代表的な研究成果 ～ペリー就学前計画～

- ペリー就学前計画は、1960年代のアメリカ・ミシガン州において、「質の高い幼児教育プログラムに参加したグループ」と「参加しなかったグループ」を対象に、その後長期にわたり追跡調査を実施しているもの
- 質の高い幼児教育プログラムへの参加は、その後の「学校のよい成績」「より高い収入」などにつながっているとの結果が出ている。
- OECDでも、こうした研究成果を背景に、幼児教育の重要性に関する提言がなされている。

○計画の概要

実施場所：米国ミシガン州イプシランティ市学校区 ペリー小学校付属幼稚園

対象者層：低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子ども（IQ70～85）

対象者数：123名（被験者58名vs非被験者65名）
（うち、調査時点で行方不明は6%。統計的有意性は確認済み。）

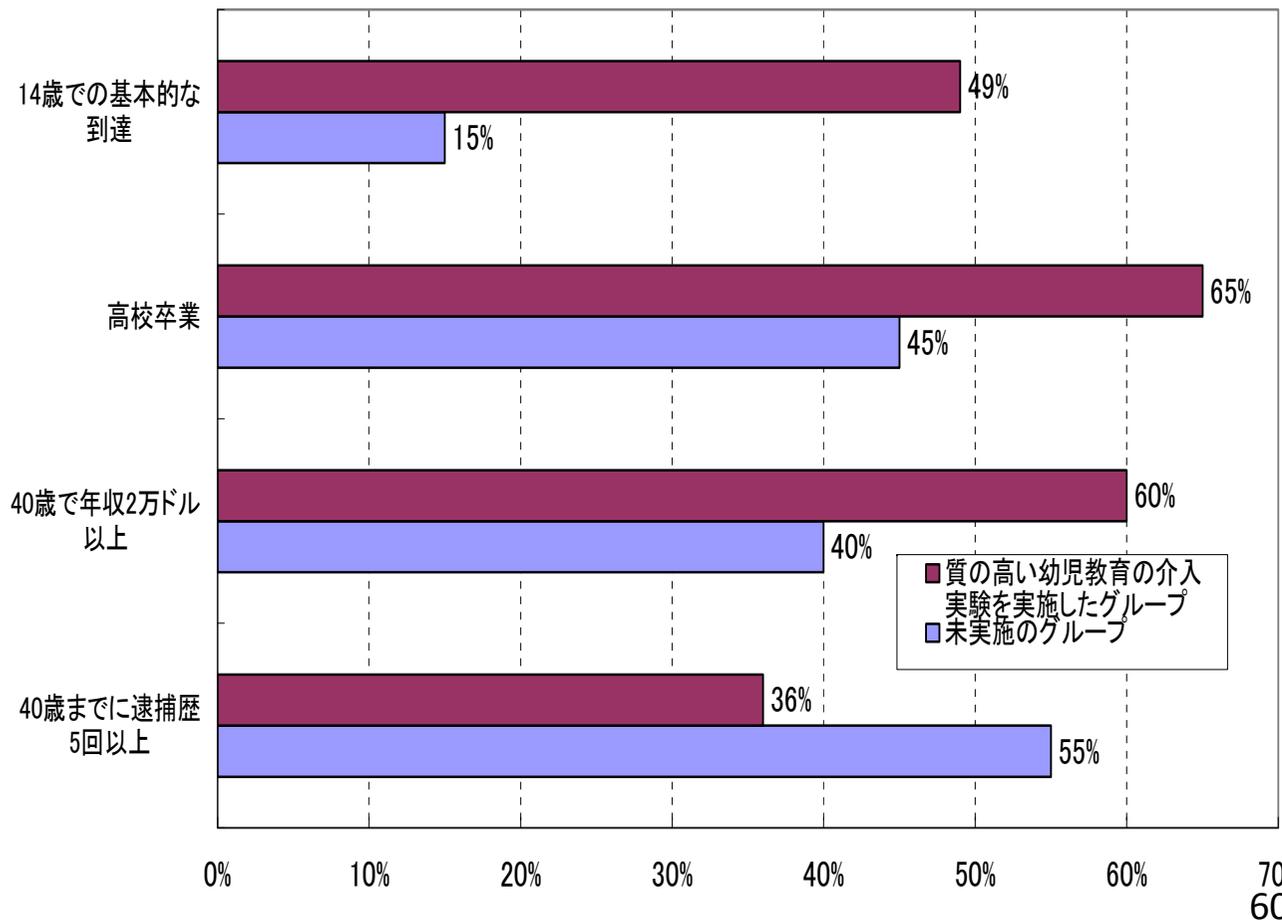
実施期間：1962～67年

教育内容：3～4歳児に対して、2年間（10月～5月）にわたり、環境を通した子どもの主体的な活動から学習させる「ハイスコープ」カリキュラムに基づき、下記の教育を施す。
①学校教育（平日午前2.5時間、教師1人に対して幼児5.7人）
②教師による家庭訪問（週1回1.5時間）
③親を対象とする少人数グループミーティング（毎月）

実施主体：心理学者ワイカートらの研究グループ
（その後、ハイスコープ教育調査財団が追跡調査）

追跡調査：3～11歳（毎年）、14、15、19、27、40歳時点（以降継続中）

○40歳での主な効果



幼児教育の無償化

「幼児教育無償化」について

平成25年6月6日
幼児教育無償化に関する
関係閣僚・与党実務者連絡会議

幼児教育無償化に関する今後の取組の基本方向は、下記のとおりとする。

記

幼児教育無償化は、「すべての子どもに質の高い幼児教育を保障すること」を目指すものである。

この基本的考え方を踏まえ、以下の方針に基づき、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、まずは「5歳児」を対象として無償化を実現することを視野に置いて、平成26年度から「段階的」に取り組むものとする。

(1) 幼児教育無償化に関する「環境整備」として、すべての子どもに対して、質の高い幼児教育を受ける機会の確保を図る必要がある。

このため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることを視野に置いて、幼稚園と保育所の「負担の平準化」や「未就園児への対応」の観点から踏まえ、平成26年度から低所得世帯・多子世帯の負担軽減など無償化へ向けて取り組むとともに、「待機児童解消加速化プラン」を推進し、平成29年度末までに保育所の待機児童の解消を目指す。また、「幼児教育の質の向上」の観点から、「5歳児」について幼児教育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続を確保する取組を着実に進め、これらにより、「5歳児」について無償化を行う「環境整備」を行うものとする。

(2) 幼児教育無償化に関する「財源確保」に関しては、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすること等諸般の状況を踏まえながら、幼児教育の更なる質の向上を図る観点から、新たな財源の確保方策について検討を行うものとする。

(3) 上記(1)、(2)の状況を踏まえ、3歳児から5歳児のうち、まずは5歳児を前提として、どのような対象・方法とすることが適切かどうかを総合的に検討し、無償化措置を図るものとする。

幼稚園就園奨励費補助における 低所得世帯・多子世帯の取扱い(現状)

		保護者負担の取扱い	園児数		
				うち保育所と取扱い が異なる部分	
低所得 世帯	生活保護 世帯	<公立> 年間 59,000円 (平均) <私立> 年間 78,800円 (平均) 保育所：負担なし(無償)	* 第1子の場合 ※保育料及び入園料 を考慮した額	約0.3万人 (約0.2%)	同左
多子 世帯	第3子 特例	①幼稚園に同時就園している場合 負担なし(無償) ②兄・姉が小1～小3の場合 一定年収*以下の場合、負担なし(無償) 保育所(0～5歳)：負担なし(無償)		約3.1万人 (約2%)	約1.5万人 (約1%)
	第2子 特例	①幼稚園に同時就園している場合 一定年収*以下の場合、第1子の半額 ②兄・姉が小1～小3の場合 一定年収*以下の場合、第1子の75% 保育所(0～5歳)：第1子の半額		約31.2万人 (約20%)	約28.2万人 (約18%)

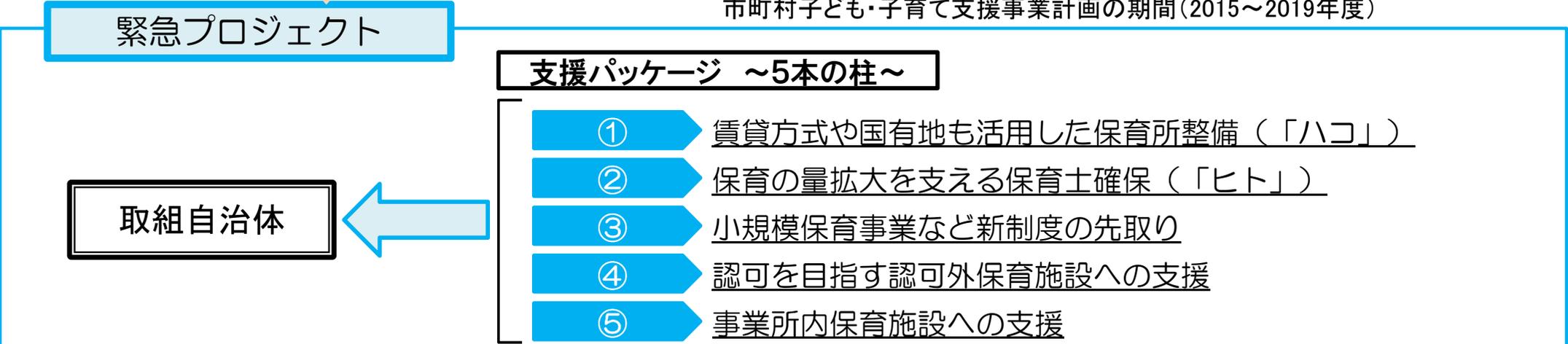
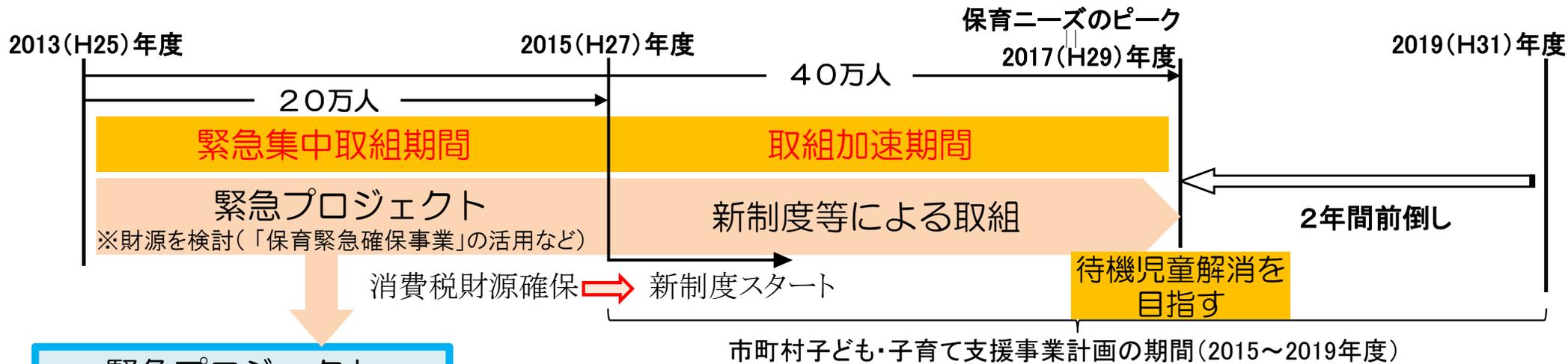
(備考)「保護者負担の取扱い」欄中、平均的な年間負担額は、平均的な保育料等(公立79,000円(うち入園料1,000円)、私立308,000円(うち入園料52,000円)と推計)から、就園奨励費補助で措置されている額を控除した額。「一定年収」とは、公立の場合約270万円、私立の場合約680万円。

「園児数」欄の括弧内は、幼稚園就園児全体(約160万人)に占める割合。

待機児童解消加速化プラン

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援を用意。
※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
- ▶ 「取組加速期間」(平成27～29年度)で更に整備を進め、上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保。
- ▶ 保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。



※保育緊急確保事業その他の消費税財源を用いた施策として行うほか、所要の財源を検討。

緊急プロジェクト（平成25・26年度）

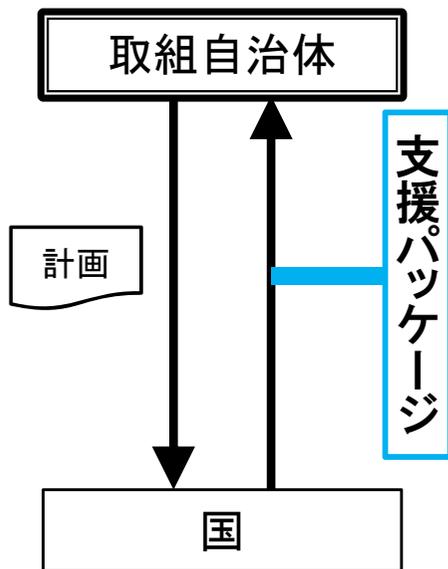
コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強力に支援（市町村の手上げ方式）
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ ～5本の柱～

<計画の策定>

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- 民有地のマッチング事業を導入（地主と整備事業者の結び付けによる整備促進）。

② 保育の量拡大を支える保育士確保（「ヒト」）

- 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- 認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援。

③ 小規模保育事業など新制度の先取り

- 小規模保育（運営費、改修費、賃借料等を支援）、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施（即効性のある受け皿確保）。
- 利用者支援の先取り実施（保護者と適切な施設・事業の結び付け）。

④ 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

⑤ 事業所内保育施設への支援

- 企業からの強い要望を踏まえ、「自社労働者の子を半数以上」とする助成要件を緩和する。